

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、その必要性は年々高まっていくものと考えられていますが、全国における近年の利用状況をみると、認知症高齢者等の数と比較して制度利用者は著しく少ない状況です。

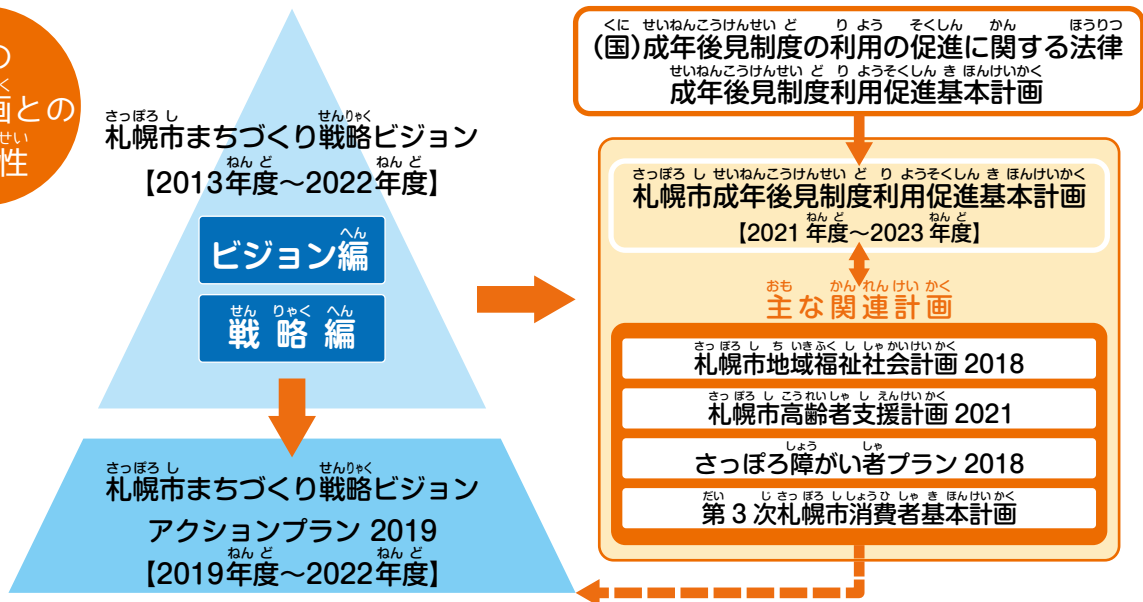
そこで、国では、2016年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行、翌2017年3月には、同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、利用促進に関する市町村計画の策定に努めるよう規定しました。

札幌市においても、権利擁護支援が必要な人に対する支援体制を整備する必要があり、制度利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定することとしました。

計画の位置づけ

- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく計画
- ・総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」における個別計画

市の
総合計画との
関係性



計画期間

2021年度から2023年度までの3年間とします。



■ ■ ■ ■ ■ 成年後見制度に関する課題 ■ ■ ■ ■ ■

札幌市における成年後見制度の利用状況や、市民意識調査の結果から見えてくる主な課題は以下のとおりです。

成年後見制度の利用状況における課題

【課題1】 成年後見制度が十分に活用されていない

成年後見制度の利用者となりうる認知症高齢者は、2020年4月1日時点で58,783人おり、また、同年3月31日時点の知的障がい者は19,416人、精神障がい者は28,895人います。一方、成年後見制度の利用者は同年4月1日時点で2,723人にとどまり、制度が十分に活用されているとは言えず、権利擁護支援を要する人を発見・支援につなげる体制を整備する必要があります。

【課題2】 保佐、補助及び任意後見の利用割合が低い

全国的な成年後見制度の各類型の利用割合と同様、札幌市においても後見の利用割合が約8割を占め、その他の類型の利用割合が低い状況であるため、利用者の能力に応じたきめ細やかな対応や、利用者の自発的意思を反映させていく必要があります。

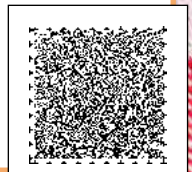
市民意識調査により把握した課題

【課題3】 成年後見制度が市民に知られていない

成年後見制度の内容を知っていたと回答した市民は約3割にとどまり、認知度が低い状況です。また、認知度が上がることで制度の利用意向が高まるとともに、親族後見人として支援することへの抵抗もなくなるものと考えられることから、広報・啓発活動を実施していく必要があります。

【課題4】 成年後見制度に関する相談支援体制が整備されていない

親族後見人となり支援することに抵抗がある理由に「財産管理等を行う知識や経験がない」と回答した市民が多く、また、制度利用の方法などに関して身近な相談窓口の設置が求められており、相談支援体制を整備する必要があります。



けいかく たいけい
計画の体系

きほんりねん
基本理念

ひとり いし けんり そんちょう
一人ひとりの意思と権利が尊重され

きょうせい
共生のまち さっぽろ

きほんもくひょう
基本目標Ⅰ

せいねんこうけんせい ど りよう そくしん たいせい せいび
成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

けんりようご ひつよう ひと てきせつ しえん ちいきれんけい こうちく
権利擁護が必要な人を適切な支援につなげていくための地域連携ネットワークを構築するとともに、そのネットワークのコーディネートを担う中核機関を設置します。

きほんもくひょう
基本目標Ⅱ

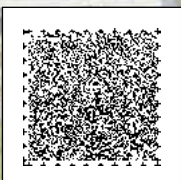
だれ ひと あんしん せいねんこうけんせい ど りよう しく とどの
誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

けんりようご しえん ひつよう ひと かそく せいねんこうけんしんにんとう だれ あんしん せいねんこうけんせい ど
権利擁護支援が必要な人だけではなく、ご家族や成年後見人等の誰もが安心して成年後見制度
かつよう とうがいせい ど ひつよう ひと すみ せいどりよう むす しく
を活用できるよう、当該制度を必要とする人が速やかに制度利用に結びつくための仕組みづくり
おこな
を行います。

きほんもくひょう
基本目標Ⅲ

こうけんしん かつどう かんきょう すす
後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

せいねんこうけんせい ど りよう ひと せい ど ひつよう ひと そうか ふ こうけんしんとう ちいき
成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加することを踏まえ、後見人等が地域で
こりつ けいそくてき あんていてき かつどう おこな ちゅうかくきかん ちゅうしん
孤立することなく、継続的かつ安定的に活動が行われるよう、中核機関を中心としたバックアッ
プ体制を整えます。



みんなが自分らしく生きられる



3つの基本目標を達成するため、6つの施策を展開

基本目標Ⅰ の施策

① 権利擁護支援の体制整備と
地域連携ネットワークの構築

② 制度利用につながる
情報提供や相談の実施

③ 成年後見制度利用支援事業
の推進

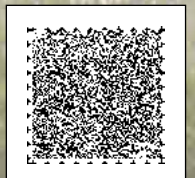
④ 後見人となる人材の
育成・活用

⑤ 適切な権利擁護支援に
つなげるための体制の整備

⑥ 後見活動を支援する
仕組みづくり

基本目標Ⅱ の施策

基本目標Ⅲ の施策



施策 1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

【施策の方向性】

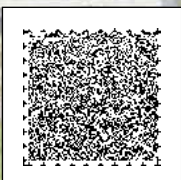
- 権利擁護支援等の強化に向け、成年後見制度に関わる法律や福祉の関係団体等が連携を図るネットワークを構築します。
- 地域連携ネットワークを構成する団体が役割分担し、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を促進していきます。
- 地域連携ネットワークを効果的に機能させるために、当該ネットワークのコーディネーター等を行う中核機関を設置します。
- 成年後見人等が成年被後見人等の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援していきます。

【主な取組】

- 1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置
- 2) 地域連携ネットワークの機能の整備
- 3) 専門職団体や関係機関による札幌市成年後見制度協議会の設置
- 4) チームによる後見活動の推進

【地域連携ネットワークの4つの機能】

- ① 広報機能
権利擁護支援に関する理解や関心を深め、支援を必要とする人を発見し、支援につながることの重要性などについて周知・啓発する
- ② 相談機能
権利擁護支援を必要とする人や関係者等からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて本人への支援が図られる体制をつくる



たいせい せいび するための体制を整備します

③ 利用促進機能

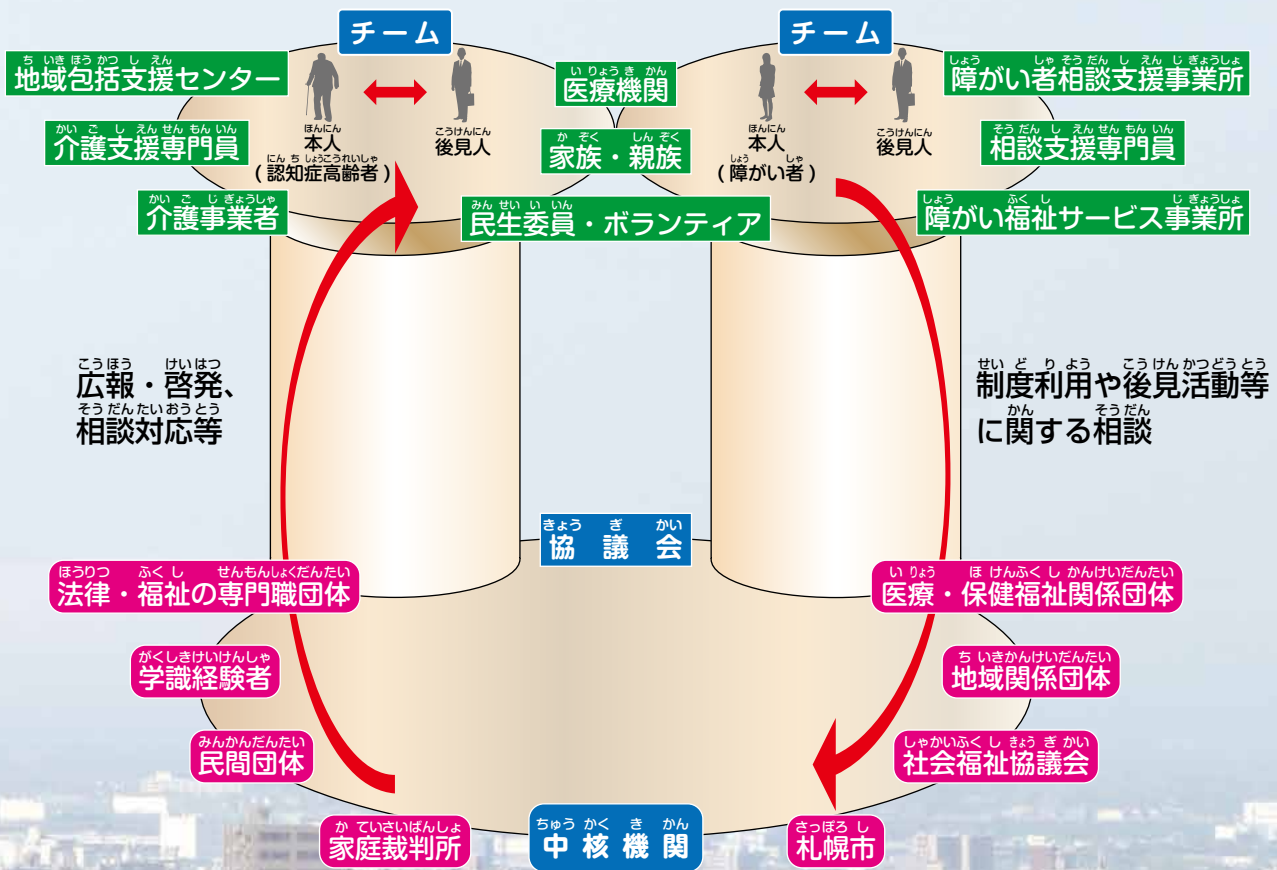
本人がメリットを感じられる成年後見制度の利用に向け、支援内容や適切な候補者等を検討するほか、市民後見人（※）等の育成・活動支援を行う

※ 市民後見人とは、親族以外の市民による後見人のこと

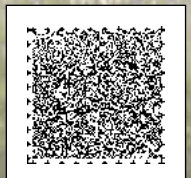
④ 後見人支援機能

親族後見人や市民後見人等から日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、関係者がチームとなって対応する体制をつくる

ち いきれんけい 地域連携ネットワークのイメージ



●中核機関では、札幌市の権利擁護支援・成年後見制度の利用促進の強化に向けた進捗管理、地域連携ネットワークのコーディネートや協議会の事務局等を担う



施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施

【施策の方向性】

- 成年後見制度が市民に利用しやすいものとなるよう、制度理解を深めるための周知啓発を進めます。
- 成年後見制度を含めた適切な権利擁護支援に結び付けるための相談・対応体制を充実させます。
- 権利擁護支援が必要な人を日常的に支援することが多い保健福祉・医療の関係機関の職員等への研修を行います。

【主な取組】

- 制度周知のための広報・啓発活動
- 関係機関の職員に対する研修の実施
- 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進
- 成年後見制度の利用に関する相談の実施

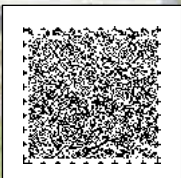
施策3 成年後見制度利用支援事業の推進

【施策の方向性】

- 身寄りのない認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

【主な取組】

- 市長申立ての実施
- 申立費用及び報酬費用助成の実施



けんせいど りょう しく ととの 見制度を利用できる仕組みを整えます

し さく こうけんじん じんざい いくせい かつよう 施策4 後見人となる人材の育成・活用

し さく ほうこうせい 【施策の方向性】

- み ちか し えんしゃ し みるこうけんじん ほうじんこうけんじっ し だんたい ち いき し げん かつよう けんりょう
・身近な支援者である市民後見人や法人後見実施団体など地域の資源を活用し、権利擁
ご し えん にな て かく ほ つと
護支援の担い手の確保に努めます。

おも とりくみ 【主な取組】

- し みるこうけんじん ようせい
(1) 市民後見人の養成
- ほうじんこうけん すいしん
(2) 法人後見の推進

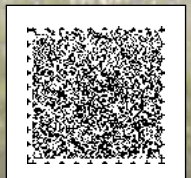
し さく てきせつ けんりょうご し えん たいせい せいび 施策5 適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備

し さく ほうこうせい 【施策の方向性】

- にちじょうせいかつ じりつ し えん じ きょう りょうしゃ じょうきょう おう せいねんこうけんせいど い こう おこな
・日常生活自立支援事業の利用者の状況に応じて成年後見制度へのスムーズな移行が行
さつぽろ し しゃかいふく し きょう ぎ かい れんけい きょう か
われるよう、札幌市社会福祉協議会と連携を強化します。
- ほんにん じょうきょうとう おう てきせつ せいねんこうけんにんとうこう ほ しゃ せんてい すいせん
・本人の状況等に応じて適切な成年後見人等候補者が選定されるよう、推薦するための
たいせい かた けんとう
体制のあり方について検討していきます。

おも とりくみ 【主な取組】

- にちじょうせいかつ じりつ し えん じ きょう い こう し えん
(1) 日常生活自立支援事業からの移行支援
- てきせつ こうほしゃ すいせん し く
(2) 適切な候補者を推薦するための仕組みづくり



基本目標Ⅲ

後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

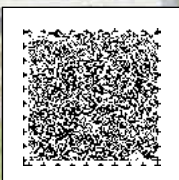
施策6 後見活動を支援する仕組みづくり

【施策の方向性】

- ・ 本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう、その活動を支援する体制を整備します。
- ・ 本人を支援する成年後見人等が孤立して後見活動を行うことがないよう、その活動を支援する体制を整備します。

【主な取組】

- (1) 後見活動に関する相談体制の整備
- (2) チームに対する支援
- (3) 専門職等との連携の強化



けいかく すいしん
計画の推進

せいか しひょう
成果指標

ほんけいかく せいか きゃっかんてき かくにん
本計画の成果を客観的に確認するため、3つの基本目標ごと
せいか しひょう せってい けんしやう
に成果指標を設定し、検証していきます。

| 基本目標 | 指標 | 基準 | 目標 |
|------|--|--------------------------|---|
| I | ちゅうかく きかんおよ きょうぎかい せっち 中核機関及び協議会の設置 | — ねんど (2020年度) | せっち 設置 ねんど (2021年度) |
| II | せいねんこうけんせいど にんちど 成年後見制度の認知度 せいど ないよう し しみん わりあい (制度内容を知っている市民の割合) | 26.8% ねんど (2018年度) | 33% ねんど (2023年度) |
| | けんり ょうご しえん かん けんしゅうじゅこうにんすう 権利擁護支援に関する研修受講人数 かんけい きかんしやくいんどう (関係機関職員等) | — ねんど (2020年度) | 3,000人 るいけい ※ 累計 ねんど (2023年度) |
| | ほんにん しんぞくもうした ほうしゅうじよせいけんすう 本人・親族申立ての報酬助成件数 | — ねんど (2020年度) | 330件 るいけい ※ 累計 ねんど (2023年度) |
| III | こうけんかつどうとう かん そうだんたいおう ・後見活動等に関する相談対応 こうちく しえん ・チーム構築の支援 | — ねんど (2020年度) | じっし 実施 ねんど (2021年度) |

